

振動規制法に基づく特定施設(振動規制法施行令別表第1に掲げる施設)

種類	施設名	規模要件等
1 金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のもの
2 圧縮機 (→冷凍機・空調機に付随している圧縮機は、ここでいう圧縮機には含まれない)		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの
4 織機		原動機を用いるもの
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のもの
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの
6 木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
7 印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもの
		原動機の定格出力が30キロワット以上のもの
9 合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
10 鋳型造型機		ジョルト式のもの